

## 市単独補助金等整理合理化実施方針（平成28年度）

### 1. 目的

市単独補助金等について必要性、公益性、妥当性を検証し、必要に応じて縮小、廃止、見直しを行うことにより、補助金等の適正な執行を図るため実施するものである。

### 2. 定義

整理合理化における市単独補助金等とは、市が単独で支出している補助金及び助成金をいう。

### 3. 基本方針

補助金の必要性、公益性、妥当性の視点から、別表1の評価基準に基づき、見直し、廃止等を行う。特に団体補助金については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 会員等の自己負担のない団体については、自己負担を促し、補助金額を削減する。
- ② 団体の決算において、過去2年間の繰越金または、剰余金がいずれも補助金額の2分の1を超えている場合は、補助金の2分の1を削減する。
- ③ 団体運営経費のうち、慶弔費、交際費、飲食費は補助対象外経費とする。また、宿泊を伴う視察研修経費についても補助対象外経費とする。
- ④ 監査機能を有していない団体については、監査の実施を求め、応じない場合は補助金を廃止する。
- ⑤ 必ず終期を設定する。

### 4. 実施の方法

#### ①調査表の作成

- ・各課は、所管の市単独補助金等について、様式第1号により市単独補助金（助成金）等評価シート（以下「評価シート」という。）を作成する。
- ・上記の市単独補助金等は、調査当該年度において予算計上されているもの（ただし、当該年度で終了するものは除く。）及び次年度に新たに予算計上しようとしているものを対象とする。

#### ②整理合理化検討委員会における評価

- ・市単独補助金等の見直し等を図るため、市単独補助金等整理合理化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- ・委員会は、評価シートに基づいて、必要性、公益性、妥当性を主眼に審査を行う。
- ・必要性、公益性、妥当性について別表1の評価基準に基づき、評価を行い、評価シートの③評価「委員会評価」欄を記入するとともに、見直し等の指標とする。

#### ③見直し等の指示

- ・委員会は、評価後、評価シートの④検討委員会による見直し等検討指示事項を記入し、担当課へ指示するものとする。
- ・指示を受けた担当課は、指示事項に基づき、評価シートの⑤担当課による見直し案を記入し、委員会へ評価シートを提出する。

④見直し等の決定

- ・委員会は、各課から提出された見直し案を取りまとめ庁議に諮るものとする。
- ・庁議では、市単独補助金等の見直し等について決定し、委員会は、評価シートの⑥見直し等決定事項を記入し、担当課へ通知するものとする。

⑤関係機関との調整

- ・見直し及び廃止が決定された所管の部長及び課長は、至急に関係機関と調整を行うものとする。担当課は、調整の経過及び結果について、評価シートの⑦担当課による調整等の記録及び⑧最終見直し等決定事項を作成するとともに、逐次、委員会に報告するものとする。

⑥最終結果の報告

- ・委員会は、担当課から報告された「最終見直し等決定事項」を庁議に報告する。

別表 1

評価項目	評価基準	担当課評価	委員会評価
必要性	1. 市の補助が必要であり、効果が顕著である。 2. 市の補助が必要であり、かつ継続的に一定の効果を上げている。 3. 市の補助が必要であるが、短期では効果が上がらない。 4. 市が補助しなくても、ある程度目的が達せられる。又は、中・長期的に見ても効果が上がらない。 5. 既に事業の目的を達している。又は、事業の目的が現状にそぐわない。		
公益性	1. 効果が広く市民全体に及ぶ。 2. 効果が一定範囲の集合（地域・年代等）に及ぶ。 3. 効果が特定の対象者のみに限定される。		
妥当性	1. 金額・期間ともに妥当である。 2. 期間は妥当であるが金額は妥当とは言えない。 3. 金額は妥当であるが期間は妥当とは言えない。 4. 金額・期間ともに妥当とは言えない。		

- ※「必要性」 委員の評価が概ね3、4、5の場合は、見直し等の検討を行うものとする。  
 「妥当性」 委員の評価が概ね2、3、4の場合は、見直し等の検討を行うものとする。  
 「公益性」 補助金及び助成金の性質・趣旨を考慮して見直し等の指標とする。